

○山形県警察職員の技能指導官に関する訓令

平成7年3月15日

本部訓令第5号

改正 平成15年3月27日 本部訓令第13号 平成20年3月25日 本部訓令第11号
平成21年3月13日 本部訓令第5号

(目的)

第1条 この訓令は、実務経験が豊富な山形県警察職員（以下「職員」という。）の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、職員の専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(技能指導官の設置)

第2条 山形県警察に技能指導官を置く。

2 技能指導官の専門的技能等の種別は、別に定める。

(技能指導官の行う職務)

第3条 技能指導官は、命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等に関し職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官又は専門的技能等の指導を受ける者が専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) 前2号に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

(技能指導官に充てる職員)

第4条 技能指導官は、原則として、45歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が通算して15年以上の職員のうち、技能指導官審査委員会の審査（専門的技能等の種別により当該審査を行うことが適当でない場合は、別に警察本部長が定めるところにより行う審査）を経た者をもって充てるものとする。

(技能指導官審査委員会)

第5条 技能指導官審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成は、次のとおりとする。

委員長	警務部長
委員	生活安全部長
	刑事部長

交通部長

警備部長

警務部参事官（首席監察官を兼ねているものに限る。）

警務部理事官

生活安全部理事官

刑事部理事官

警察学校長

（技能指導官名簿の作成等）

第6条 技能指導官を指定したときは、技能指導官名簿を作成し、及びその周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

（雑則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、訓令の実施のために必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。